

平成十一年法務省令第四十六号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十七条第一項並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三号）第一条及び第二条の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第四項若しくは第八条の処分の請求又は第七条第二項の規定による立入検査に關し、関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長の意見を聴くことができる。

（立入検査の実施）

第二条 公安調査庁長官は、法第七条第二項の規定により公安調査官に立入検査をさせようとすることは、あらかじめ、立入検査をさせようとする土地又は建物の所在及びその予定日を公安審査委員会に通報するものとする。

2 公安調査庁長官は、警察庁長官との間で、法第十四条第三項の規定による協議が調つたときは、速やかに、警察本部長が都道府県警察の職員に立入検査をさせようとする土地又は建物の所在及びその予定日を公安審査委員会に通報するものとする。

3 公安調査庁長官は、法第七条第二項の規定による立入検査をさせたとき、又は法第十四条第六項の規定による通報を受けたときは、速やかに、公安審査委員会に対し、当該立入検査の結果又は当該通報の内容を通報するものとする。

（処分の取消しに関する警察庁長官等の意見）

第三条 公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則（平成十一年公安審査委員会規則第一号）第十九条第一項の規定に基づき意見を述べようとするときは、あらかじめ警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 公安調査庁長官は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長の意見を聴くことができる。

（立入検査における公安調査官の身分を示す証票の様式）

第四条 法第七条第三項に規定する公安調査官の身分を示す証票は、別紙様式第一号によるものとする。

（関係地方公共団体の長による請求の方式）

第五条 法第三十二条の規定による関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長の請求は、別紙様式第二号に従い、次に掲げる事項を記載した請求書を公安調査庁長官に提出してするものとする。

- 一 法第五条の処分に基づく調査結果のうち提供を希望する事項及び理由
- 二 前号の事項の提供先並びにその事務担当者の氏名、所属及び連絡先（報告の方法等）

第六条 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（以下「令」という。）第一条の規定に基づく報告は、別紙様式第三号による報告書を公安調査庁長官に提出してしなければならない。

（貴金属の含有量の割合）

第七条 令第二条第一号トに規定する法務省令で定める貴金属の含有量の割合は、百分の九十とする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、法の施行の日（平成十一年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一日法務省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二七日法務省令第一三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律施行規則に基づく立入検査における公安調査官の身分を示す証票は、改正後の様式に基づく証票が交付されるまでの間、同令第四条の証票とみなす。

附 則（令和元年七月一日法務省令第二一号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年六月三〇日法務省令第三五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

(表)

身分証明書		第	号
写 真	官 職		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	発行日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
上記の者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第7条第2項による立入検査に従事する公安調査官であることを証明する。			
公安調査庁長官 印			

86.0

54.0

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに所属長に届け出なければならない。
- 4 立入検査従事の指名を解除された場合には、その都度、直ちに所属長にこの証明書を返納しなければならない。
- 5 官職印の印影及びホログラムのないものは、無効とする。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別紙様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日
公安調査庁長官 殿
(地方公共団体及び長の名称)
氏 名 印
調査結果提供請求書
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第32条の規定に基づき、 同法第5条の処分に基づく調査の結果の提供を下記のとおり請求します。
記
1 法第5条の処分に基づく調査結果のうち提供を希望する事項及び理由
(1) 法第5条第1項又は第4項の処分を受けた団体が、同条第2項又は第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により報告した事項のうち提供を希望する事項及び理由
(2) 法第7条第1項の規定による調査の結果のうち提供を希望する事項及び理由
(3) 法第7条第2項又は第14条第2項の規定による立入検査の結果のうち提供を希望する事項及び理由
2 調査結果の提供先並びに事務担当者の氏名、所属及び連絡先
(1) 提供先
(2) 事務担当者の氏名、所属及び連絡先
以 上

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 氏名にはふりがなを付し、公印を押なつすこと。
- 3 1の理由には、地方公共団体の区域内に法第5条の処分を受けた団体が所有する建物が存在することなど、当該地方公共団体と当該団体との関係をも示すこと。
- 4 2(1)の提供先には、地方公共団体の名称及び所在地を記載すること。
- 5 2(2)の事務担当者の連絡先には、電話番号を記載すること。

別紙様式第3号(第6条関係)

第〇回報告書

令和 年 月 日

公安調査庁長官 殿

団 体 名

主たる事務所の所在地

代 表 者

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第2項又は第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき下記のとおり報告します。報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

(1) 当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名

氏 名	住 所	役 職 名

(2) 構成員の氏名及び住所

氏 名	住 所

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

- 2 氏名には、ふりがなを付すこと。また、特別の呼称がある場合には、これを併記すること。
- 3 住所は、都道府県から記入し、地番も記載すること。
- 4 住所については、ビル、団地、アパート、マンション等に居住している場合には、その名称、専有部分の室番号をも記載すること。

2 団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

所 在	地 積	用 途
	m ²	

--	--	--

- (注) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
 2 所在は、都道府県から記入し、地番も記載すること。
 3 用途については、地目及び具体的な使用状況を記載すること。

3 団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

所 在	床面積	階数	用 途
	m ²		

- (注) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
 2 ビル、団地、アパート、マンション等を活動の用に供している場合には、専有部分ごとに報告すること。
 3 所在は、都道府県から記入し、地番も記載すること。
 4 所在については、ビル、団地、アパート、マンション等を活動の用に供している場合には、その名称、専有部分の室番号も記載すること。
 5 床面積については、一戸建てを活動の用に供している場合には、各階別の床面積及び合計床面積を記載すること。ビル、団地、アパート、マンション等を活動の用に供している場合には、専有部分の床面積を記載すること。
 6 階数については当該建物全体の階数を、地階がある場合にはその階数を、それぞれ記載すること。また、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分の階がある場合には、その階数も記載すること。
 7 用途については、各部屋ごとに具体的な使用状況を記載し、平面図を添付すること。

4 団体の資産及び負債

(1) 団体の資産

- ① 土地（2で掲げるものを除く。）の所在、地積及び用途並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

所 在	地積	用 途	権利の種類	権利に係る名義人の氏名又は名称
	m ²			

--	--	--	--	--

- (注) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
 2 所在は、都道府県から記入し、地番も記載すること。
 3 用途については、地目及び具体的な使用状況を記載すること。
 4 権利に係る名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

② 建物（3で掲げるものを除く。）の所在、規模及び用途並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

所 在	床面積	階数	用 途	権利の種類	権利に係る名義人の氏名又は名称
	m ²				

- (注) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
 2 ビル、団地、アパート、マンション等の場合には、専有部分ごとに報告すること。
 3 所在は、都道府県から記入し、地番も記載すること。
 4 所在については、ビル、団地、アパート、マンション等の場合には、その名称、専有部分の室番号も記載すること。
 5 床面積については、一戸建ての場合には、各階別の床面積及び合計床面積を記載すること。ビル、団地、アパート、マンション等の場合には、専有部分の床面積を記載すること。
 6 階数については当該建物全体の階数を、地階がある場合にはその階数を、それぞれ記載すること。また、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分の階がある場合には、その階数も記載すること。
 7 用途については、各部屋ごとに具体的な使用状況を記載し、平面図を添付すること。
 8 権利に係る名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

③ 現金の現在額

邦貨 _____ 円
 外貨 _____

(注) 数字は、算用数字を用いること。

④ 貸付金の貸付先、貸付残高、貸付名義人の氏名又は名称、弁済期日、担保権の有無及びその内容

貸付先	貸付残高	弁済期日	貸付名義人の氏名又は名称	担保権の有無及びその内容
	円			

- (注) 1 数字は、算用数字を用いること。
 2 貸付名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

⑤ 預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称

預貯金の種類	金融機関名	残高	口座名義人の氏名又は名称
		円	

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。
 2 金融機関名欄には、本支店名も記載すること。
 3 口座名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

⑥ 有価証券の種類、銘柄及び数量

種類	銘柄	数量

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。
 2 種類欄には、「国債」、「株券」というように記載すること。
 3 銘柄欄には、「何年何月発行10年国債」、「甲株式会社発行株券」というように記載すること。
 4 数量欄には、「額面金額100万円」、「1,000株」というように記載すること。

⑦ 金、銀及び白金の地金の種類及び重量

金 _____ g

銀 _____ g
白金 _____ g

(注) 数字は、算用数字を用いること。

⑧ 自動車の登録番号又は車両番号並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

登録番号又は車両番号	権利の種類	権利に係る名義人の氏名又は名称

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

2 権利に係る名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

⑨ 航空機の番号並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

番 号	権利の種類	権利に係る名義人の氏名又は名称

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

2 権利に係る名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

⑩ 船舶の番号又は船舶番号及び船籍港並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

番号又は船舶番号	船籍港	権利の種類	権利に係る名義人の氏名又は名称

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

2 権利に係る名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

(2) 団体の負債

借入金の借入先、借入残高、借入名義人の氏名又は名称及び弁済期日

借 入 先	借入残高	借入名義人の氏名又は名称	弁 済 期 日
	円		

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

2 借入名義人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

5 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項

(1) 当該団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容

意 思 決 定 の 内 容

(注) 1 意思決定を行った組織の名称を記載すること。

2 意思決定に関する日時及び場所をできる限り特定して記載すること。

3 第1回の報告書の提出の場合には、記載の必要はない。

(2) 当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名

名 称	発行部数	編集人の氏名	発行人の氏名

(注) 1 数字は、算用数字を用いること。

2 名称には、巻数・号数をも記載すること。

3 編集人及び発行人の氏名には、ふりがなを付すこと。

4 第1回の報告書の提出の場合には、記載の必要はない。

6 公安審査委員会が特に必要と認める事項

--

(注) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。